

償却資産（固定資産税）の申告は1月31日まで ～令和7年1月1日現在の所有状況を申告してください～

償却資産を所有している個人・法人は、毎年1月1日現在の所有状況を、所在する市町村に申告しなければなりません。

- 受付期間：1月6日(月)～31日(金)（土・日・祝日を除く）
- ※受付初日と最終日は大変込み合いますので、お急ぎの人以外は時期をずらしてお越し願います。
- 提出先：役場町民税務課または歌津総合支所
- 提出書類：償却資産申告書および種類別明細書

償却資産とは

漁業、農業などの自営業者、工場、商店、アパート経営などを行っている個人・法人が、その事業のために所有している構築物、機械、装置、工具、備品などのことです（土地、家屋、自動車税、軽自動車税の課税対象を除く）。

業種別の償却資産

- 漁業：漁船、船外機、漁具など
- 農業：農機具、ビニールハウス、耕運機など
- 工場：受変電設備、旋盤、溶接機など
- 小売業：冷蔵庫、陳列棚、レジスターなど
- 不動産業：舗装工事、駐輪場、フェンスなど

太陽光発電設備に係る償却資産の申告

太陽光発電設備は、固定資産税の課税対象となる場合があります。下記に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。

設置者	申告が必要となる場合
個人（住宅用）	家屋の屋根、土地などに発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置して売電している場合は、事業用資産となりますので申告が必要です。
個人（個人事業主）	個人事業主が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電収入にかかわらず申告の対象となります。
法人	発電出力、売電の有無にかかわらず、事業用資産として申告の対象となります。

※昨年までに申告された個人・法人には、償却資産申告書を送付しています。新たに申告をするために申告書が必要な個人・法人は、町民税務課税務係までご連絡ください。また、前年中に資産の増減がなかった場合でも、償却資産申告書に所定事項を記入の上、必ず提出してください。

町民税務課 税務係 ☎46-1372

令和7年度 南三陸町育英資金貸付のお知らせ

【貸付内容】

- 貸付金額
- ①大学など（専門学校を含む）に在学または入学見込みの人
 - ・月額4万4千円以内
 - ・入学時貸付金50万円以内
- ②高等学校に在学または入学見込みの人
 - ・学校所在地が町内の場合：月額1万円以内
 - ・学校所在地が町外の場合：月額1万5千円以内
- 貸付条件
- 貸付利子…無利子
- 貸付期間…5年以内（修業年限）
- 返還期間…原則、貸付終了年度の翌々年度の4月から10年以内
- ※貸付者は若干名で、貸付決定者には本人宛に通知します。
- ※貸付者は選考委員会により決定します。
- ※貸付対象の要件を満たさない場合は、貸し付けできません。

【受付期間】 1月14日(火)～2月14日(金)

【提出書類】

- 育英資金貸付申請書・育英資金奨学生推薦書
 - 住民票（世帯全員）
 - 令和6年分の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書の写しなど）
 - 滞納がないことの証明書
 - 在学証明書または入学予定を証明する書類の写し（新たに入学する場合は合格通知書等の写し）
 - その他教育委員会が必要と認める書類
- ※1の育英資金貸付申請書・育英資金奨学生推薦書はホームページからダウンロードするか、教育委員会事務局学務係窓口にて配布します。

【提出先】

教育委員会事務局学務係（本庁舎1階）

教育委員会事務局 学務係 ☎46-2604

納税教室

令和6年分 町県民税申告相談受付日程

★受付区分（世帯の収入の種類によって、受付区分が異なり、受付日を指定しています）

受付区分A	漁業や農業、自営業などの事業収入があり、事業収入の合計金額が100万円未満（1円～999,999円まで）の世帯 ※必ず各事業の収支内訳書を作成してから来場してください（未作成のまま来場すると、受け付けできません）。 ※開口だけの漁業や家事消費だけの農業なども事業収入に含まれますのでご注意ください。
受付区分B	漁業や農業、自営業などの事業収入があり、事業収入の合計金額が100万円以上（1,000,000円～9,999,999円まで）の世帯 ※事業収入の合計金額が1,000万円以上ある人は、翌年以降の消費税申告が必要となるため、税務署で申告してください。町の申告会場では受け付けできません。
受付区分C	漁業や農業、自営業などの事業収入が全くない世帯 (例) ・給与収入、年金収入のみの世帯 ・受付区分「A」および「B」に該当しない世帯で、土地や建物などの譲渡収入、不動産の貸し付けによる不動産収入などがある世帯
受付区分D	指定日に来場できない世帯（収入の種類や地区に関係なく受け付けます。） ※混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

【注意事項】

- ・町受付会場では所得税および町県民税申告のみの受け付けとなりますので、消費税の申告については別途税務署で行う必要があります。
- ・該当する受付区分の指定日に来場してください(対象となる受付区分の日以外に来場された場合は受け付けできません)。
- ・書類などに不備があると受け付けできません。必要な準備を行ってから来場してください。
- ・譲渡収入がある場合は、「譲渡所得の内訳書」を作成してください。
- ※「譲渡所得の内訳書」および「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」は、税務署または国税庁のホームページから入手できます。また、町民税務課窓口および歌津総合支所窓口にも備え付けています。
- ・漁業や農業、自営業などの事業収入がある人、不動産の貸し付けによる不動産収入のある人は、必ず収支内訳書を作成してください。

★受付カレンダー（受付会場と受付区分を確認してください。）

会場	日付	曜日	受付区分	対象地区（行政区）など
総合体育館（ベイサイドアリーナ） 文化交流ホール	2月7日	金	C	戸倉地区
	2月9日	日	C	志津川地区(旭ヶ丘、西ヶ丘) ※受付時間は午前9時から午前11時までです。
	2月10日	月	C	志津川地区(新井田、志津川中央、中央、大森)
	2月12日	水	B	
	2月13日	木	A	
	2月14日	金	C	入谷地区
	2月16日	日	D	町内全地区・全区分対象 ※受付時間は午前9時から午前11時までです。
	2月17日	月	A	
	2月19日	水	C	志津川地区(沼田、沼田東、東ヶ丘、天王山、天王山中央)
	2月20日	木	C	志津川地区(指定のない行政区)
	2月21日	金	B	
	2月26日	水	A	
	2月27日	木	C	町内全地区 ※受付時間は午前9時から午前11時までです。

対象となる受付区分の日以外に来場された場合は受付できません。

◆受付時間◆	午前の部	午前9時～11時
	午後の部	午後2時～4時

会場	日付	曜日	受付区分	対象地区（行政区）など
歌津総合支所 検診室	3月3日	月		世帯全員の収入が給与・年金のみの人を対象とした受付日【完全予約制】
	3月4日	火		
	3月5日	水		
	3月6日	木	B	
	3月7日	金	A	
	3月9日	日	D	町内全地区・全区分対象 ※受付時間は午前9時から午前11時までです。
	3月10日	月	C	歌津地区
	3月12日	水	B	
	3月13日	木	A	
	3月14日	金	C	歌津地区
	3月17日	月	D	町内全地区・全区分対象 ※受付時間は午前9時から午前11時までです。

ご注意

※受付時間を設定している日がありますので対象地区などの欄をよくご確認ください、ご来場願います。
※ベイサイドアリーナ（志津川会場）は、施設管理の関係から「午前9時」開館となっています。

町民税務課 税務係 ☎46-1372